

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の廃止（医務薬事課）
農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積等（農政課）
土地改良区の役員の住所の変更（農村整備課）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施（消防防災課）
- ◇ 正 誤 平成八年五月二十一日付鳥取県告示第三百六十三号中訂正
平成九年四月三十日付鳥取県告示第三百十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十七の六の規定に基づき、指

定老人訪問看護事業者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	届出年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根五五	ル・サンテリオン 訪問看護ステーション	倉吉市山根五 五―二三三	平成十年八月七日

鳥取県告示第六百十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五項の農地又は採草放牧地の面積及び同法第六条第一項第二号の小作地の面積を次のとおり定め、昭和五十八年十一月鳥取県告示第九百六十八号（農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積等について）は、廃止する。

平成十年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市		郡市名	区	域
赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、河内、榎原、松上、細見、尾崎、上原、上段、高路、有富、中村、篠坂、西今在家、北村及び本高	白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、福井、金沢、大畑、六反田、伏野、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目及び美萩野四丁目、	湖山町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、秋里、江津、安長、南安長二丁目、南安長三丁目、徳吉、南隈、晚稻、商栄	下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、大桝、里仁、岩吉、足山、布勢、桂見、高住、良田、三山口、東大路、中大路、西大路、久末、古郡家、美和、越路、杉崎、津ノ井、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、紙子谷、香取、祢宜谷、若葉台北三丁目、若葉台北四丁目、若葉台北六丁目、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南三丁目、若葉台南四丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台南七丁目及び南栄町	農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積(ヘクタール)
○・五	○・七	○・四	○・五	農地法第六條第一項第二号の小作地の面積(ヘクタール)
○・八	○・九	○・九	○・九	

米子市		田島	西円通寺、古海及び馬場	吉方三丁目	雲山、新、東今在家、大杓、面影一丁目及び南	村合併前の鳥取市の区域	松原、吉岡温泉町及び昭和二十八年七月一日町	国安	服部、八坂、橋本、蔵田、葛蒲及び徳尾	円通寺、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、野寺、	町、五反田町、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘三丁目、桜谷及び正蓮寺
彦名新田、錦海町一丁目、錦海町二丁目及び錦海町三丁目	日下、福万、石州府、河岡、岡成、泉、下郷及び尾高(前田地区を除く。)	吉岡、熊党、浦津、蚊屋、今在家、二本木、別所、大袋、上安曇、下安曇、青木、榎原、兼久、永江、新山、古市、吉谷、橋本、奈喜良、石井、奥谷、日原、宗像、美吉、一部、上新印、赤井手、古豊千、高島、東八幡、水浜、下新印、福市、諏訪及び八幡(三区を除く。)	○・二	○・二	○・二	○・三	○・三	○・四	○・四	○・八	○・八
○・五	○・七	○・五	○・七	○・九	○・七	○・七	○・八	○・八	○・八	○・七	○・七
○・八	○・七	○・九	○・七	○・九	○・七	○・七	○・八	○・八	○・八	○・七	○・七

倉吉市		境港市		岩美郡	
黒見、横田、福光、国分寺、秋喜、秋喜西町、 国府、大谷、不入岡、和田、馬場町、和田東町、 寺谷、上神、北面、穴沢、尾原、別所、鋤、谷、 津原、上古川、蔵内、石塚、福山、耳、鴨河内、 広瀬、尾田、福富、福本、志津、杉野、沢谷、悴 谷、長谷、中野、大河内、森及び三江	○・五	○・九	西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁 目、鍛冶町二丁目、旭田町、余戸谷町、河原町、 八幡町、金森町及びみどり町	○・五	○・七
下米積、上米積、下福田、上福田、服部、今在 家、桜、河来見、上大立、大立、立見、棕波、般 若、福積及び岡	○・五	○・八	中海干拓地 幸神町、麦垣町、三軒屋町、財ノ木町、佐斐神 町、小篠津町、新屋町、渡町及び森岡町	○・三	○・七
中江、小田、古川沢、下古川、井手畑、新田、 大塚、穴窪、富海、下大江、生田、西倉吉町、丸 山町、福守町、鴨川町、北野、中河原、東鴨、東 鴨新町、長坂町、長坂新町、小鴨、大宮、岩倉、 菅原及び西福守町	○・四	○・七	上道町、岬町、花町、入船町、東臺町、東本町、 朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、 栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正 町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町、昭和町、 元町及び湊町	○・一	○・七
大原、広栄町、栗尾、下余戸、上余戸及び虹ヶ 丘町	○・三	○・七	国府町大字山根、大字神垣、大字清水、大字岡 益、大字谷、大字玉鋒、大字糸谷、大字高岡、大 字美歎、大字広西、大字庁、大字町屋、大字宮下、 宮下、大字奥谷、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷 三丁目、大字中郷、大字国分寺、大字法花寺、大 字三代寺、大字安田、稲葉ヶ丘一丁目、稲葉ヶ丘 二丁目、稲葉ヶ丘三丁目、分上一丁目、分上二丁 目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町 二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三 丁目及び新通り四丁目	○・五	○・九
上井、上井町一丁目、上井町二丁目、大平町、 海田東町、海田南町、海田西町、海田西町二丁目、 海田西町三丁目、河北町、天神町、福庭、福庭町 一丁目、福庭町二丁目、清谷、清谷町一丁目、清 谷町二丁目、八屋、伊木、山根、下田中町、円谷 町、米田町、米谷町二丁目、新陽町、駄経寺町、 駄経寺町二丁目、上灘町、昭和町一丁目、昭和町 二丁目、南昭和町、東昭和町、東巖城町、幸町、 見日町、巖城、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ 町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、 堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治 町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、 新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、 魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東石倉町、	○・二	○・七	国府町大字神護、大字殿、大字上地、大字上荒 舟、大字荒舟、大字山崎、大字中河原、大字松尾、 大字吉野、大字新井、大字雨滝、大字木原、大字 下木原、大字石井谷、大字大石、大字栃本、大字 楠城、大字拾石及び大字菅野 岩美町大字太田、大字本庄、大字河崎、大字新	○・五	○・八

井、大字恩志、大字高山、大字鳥越、大字洗井、大字銀山、大字蒲生、大字馬場、大字相山、大字白地、大字長谷、大字真名、大字岩井、大字宇治、大字唐川、大字大坂、大字小田、大字外邑、大字延興寺、大字池谷、大字黒谷、大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住及び大字岩常 福部村の全域	国府町大字麻生	岩美町大字大谷、大字岩本、大字浦富、大字相谷及び大字牧谷	岩美町大字田河内、大字陸上、大字大羽尾及び大字小羽尾	岩美町大字田後及び網代	郡家町大字井古、大字稲荷、大字下坂、大字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大字堀越、大字福本、大字門尾、大字下門尾、大字延命寺、大字大坪、大字上峰寺、大字下峰寺、大字山上、大字山田、大字花原及び大字山路 船岡町大字下濃、大字船岡、大字坂田及び大字破岩 河原町大字山手、大字郷原、大字三谷、大字今在家、大字徳吉、大字片山、大字高福及び大字釜口 郡家町大字池田、大字石田百井、大字久能寺、大字西御門、大字殿、大字大門、大字市谷、大字花、大字覚王寺、大字篠波、大字上津黒、下津黒及び大字別府 船岡町大字上野、大字福井、大字郡家、大字見槻中、大字見槻、大字西谷及び大字志子部	○・四	○・四	○・二	○・一	○・五
		○・八	○・八	○・七	○・九					

八頭郡

河原町大字天神原、大字河原、大字渡一木、大字谷一木、大字長瀬、大字袋河原、大字布袋、大字稲常、大字本鹿、大字牛戸、大字神馬、大字小河内、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内、大字北村、大字八日市、大字和奈見、大字水根、大字山上及び大字小倉 八東町大字小別府、大字新興寺、大字安井宿及び大字日下部	郡家町大字万代寺、大字土師百井、大字米岡、大字麻生、大字落岩、大字明辺、大字姫路、大字福地、大字山志谷及び大字野町 船岡町大字隼福、大字大江、大字下野、大字橋本、大字塩上、大字水口及び大字殿 河原町大字中井	八東町大字用呂、大字日田、大字妻鹿野、大字横地、大字稗谷、大字中、大字志谷、大字富枝、大字北山、大字鳥、大字重枝、大字徳丸、大字佐崎、大字柿原、大字三浦、大字茂谷、大字奥野、大字清徳、大字三山口、大字鍛冶屋、大字岩淵、大字茂田、大字横田、大字皆原及び大字東 用瀬町大字別府、大字金屋、大字樟原、大字川中、大字宮原、大字安蔵、大字屋住、大字江波、大字家奥、大字鷹狩、大字赤波及び大字美成 佐治村のうち大字葛谷及び大字大井を除く区域 智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂	○・五	○・八	○・四	○・八
---	---	---	-----	-----	-----	-----

気高郡			
勝見、大字浜村、新町一丁目、新町二丁目、新町 気高町大字八束水、大字下原、大字八幡、大字	郷及び大字善田 青谷町大字蔵内、大字大坪、大字奥崎、大字養 鹿野町大字小別所、大字鷲峯及び大字河内 常松、大字富吉及び大字奥沢見 気高町大字宝木、大字上光、大字下光元、大字	山田、大字吉川、大字露谷及び大字絹見 青谷町大字鳴滝、大字北河原、大字亀尻、大字 大字中園、大字岡木及び大字乙亥正 木、大字水谷、大字今市、大字寺内、大字官方、 鹿野町大字鹿野、大字末用、大字閉野、大字廣 大字飯里、大字上原、大字山宮、大字陸逢、大字 会下、大字郡家及び大字高江	用瀬町大字用瀬 智頭町大字智頭 八束町大字才代 智頭町大字智頭
	○・五	○・五	○・一
	○・八	○・九	○・八
東伯郡			
北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下 関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 東郷町大字田畑及び大字久見のうち田畑二を除 く区域	父及び大字山川 赤碕町大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大 中尾、大字槻下及び大字金屋 東伯町大字逢東、大字浦安、大字上伊勢、大字 福原、大字明高、大字堀及び大字今西	坂、大字光及び大字尾張 赤碕町大字籠津、大字八幡、大字梅田、大字湯 関金町大字泰久寺、大字松河原、大字大鳥居、 大字安歩、大字野添、大字小泉、大字米富、大字 東伯町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、 大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字 八反田、大字法方、大字杉地、大字光好、大字森 藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好及 び大字三保	北条町江北及び国坂 大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字岩坪、大 字上種、大字下種、大字西穂波、大字原、大字瀬 戸、大字東園、大字西園、大字六尾、大字島及び 大字穂波 青谷町大字小畑、大字河原、大字山根、大字早 牛、大字青谷、大字長和瀬及び大字井手 気高町大字酒津
	○・五	○・五	○・一
	○・八	○・九	○・七
	○・四	○・三	○・七
	○・七	○・七	○・七

<p>羽合町大字宇野 三朝町大字俵原、大字三徳、大字坂本、大字片柴、大字余戸、大字砂原、大字三朝、大字山田、大字横手及び大字大瀬 赤碕町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字出上</p>	<p>大栄町大字亀谷</p>	<p>東郷町大字田畑及び大字久見のうち田畑二 三朝町大字中津、大字神倉、大字東小鹿、大字西小鹿、大字高橋、大字西尾、大字吉田、大字鉛山、大字柿谷、大字福吉、大字笏賀、大字小河内、大字福田、大字下谷、大字吉尾、大字鎌田、大字森、大字本泉、大字今泉、大字湯谷、大字牧、大字赤松、大字大柿、大字恩地、大字助谷、大字久原、大字曹源寺、大字木地山、大字加谷、大字穴鴨、大字大谷、大字下畑、大字福山、大字福本、大字上西谷、大字下西谷及び大字田代</p>	<p>羽合町大字長瀬、大字久留、大字田後、大字水 下、大字上浅津、大字下浅津、大字南谷及び大字光吉 泊村の全域</p>	<p>神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 東伯町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文及び大字倉坂 赤碕町大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村</p>
<p>○・三</p>	<p>○・三</p>	<p>○・四</p>	<p>○・四</p>	<p>○・五</p>
<p>○・七</p>	<p>○・九</p>	<p>○・七</p>	<p>○・八</p>	<p>○・七</p>

<p>西伯郡</p>	
<p>域 会見町三崎、寺内、田住及び円山 岸本町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長及び遠藤 淀江町大字淀江及び大字西原 名和町のうち大字押平及び大字御来屋を除く区</p>	<p>羽合町大字橋津、大字上橋津及び大字赤池 西伯町大字境、大字福成、大字阿賀、大字清水川、大字西町及び大字東町 会見町金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 岸本町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷 日吉津村の全域 淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稲吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津 大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松及び大山 中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成 岸本町丸山、小林、大原、須村、真野、番原、福岡、久古、口別所及び清原 大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、國信、福尾、上野及び末長 中山町下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び柴田</p>
<p>○・五</p>	<p>○・二</p>
<p>○・七</p>	<p>○・七・ ○・九</p>

日野郡	西伯町大字能竹、大字下中谷、大字上中谷及び大字大木屋 大山町神原	○・四	○・八
	西伯町大字北方、大字猪小路、大字原、大字西、大字絹屋、大字倭、大字与一谷、大字鍋倉、大字馬場、大字徳長、大字武信、大字道河内、大字伐株、大字鴨部、大字落合、大字福頼、大字掛相、大字馬佐良、大字中、大字八金及び大字東上	○・四	○・七
	大山町中高 中山町田中	○・三	○・八
	会見町宮前及び天萬 西伯町大字法勝寺	○・三	○・七
	名和町大字押平及び大字御来屋	○・二	○・七
	日南町折渡、印賀、宝谷、菅沢、茶屋、笠木、福万来、佐木谷、福寿実、福塚、神福及び豊栄	○・五	○・九
	日南町阿毘縁、下阿毘縁、花口、神戸上、下石見、中石見、上石見及び三吉 江府町大字宮市、大字助沢、大字下蚊屋、大字御机、大字美用、大字杉谷、大字貝田、大字小江尾、大字久連、大字佐川、大字柿原、大字吉原及び大字大河原	○・五	○・八
	溝口町福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福島、福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福鎌、添谷及び大内		
日南町多里、湯河、萩原、上萩山及び新屋 日野町小原、別所、榎市、本郷、津地、野田、舟場、安原、下黒坂、久住、中菅、下菅、小河内、上菅及び福長	○・五	○・七	

江府町大字俣野 溝口町溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、莊、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住		
江府町大字江尾（本町五丁目を除く。）	○・四	○・八
日野町下榎、貝原、三谷、高尾、金持、板井原、濁谷、門谷、秋縄及び三土	○・四	○・七
江府町大字武庫、大字洲河崎及び大字下安井		
江府町大字江尾（本町五丁目） 溝口町三部	○・三	○・八
日南町河上、宮内、矢戸、丸山、三栄（下三栄）、霞及び生山	○・三	○・七
日野町根雨及び黒坂		
日南町三栄（上三栄）	○・二	○・七

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	大 畑 昌 瞭	変更前	倉吉市大谷八七八一
		変更後	倉吉市大谷八七七七

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 次

- 一 日時 平成十年九月二十五日(金) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成九年政治団体収支報告書の公表日について

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年9月16日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成10年10月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市龍町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
	平成10年10月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成10年9月16日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 山 貞 貞

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成10年11月22日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	々	々
丙種危険物取扱者試験	平成10年11月22日（日）	午前10時15分から

2 試験場

- 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
 - 鳥取県立生涯学習センター大研修室 鳥取市扇町21
 - 鳥取県立県民文化会館第二会議室 鳥取市尚徳町101-5
 - 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室 倉吉市山根529-2
 - 米子商工会議所大会議室 米子市加茂町二丁目16
 - 米子職業能力開発促進センター大教室 米子市子豊千520
 - 米子食品会館多目的ホール 米子市旗ヶ崎2030
- 3 受験願書の受付期間
平成10年9月21日（月）から同年10月2日（金）まで（郵送による場合は、平成10

年10月2日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。

正 誤

平成八年五月二十一日付鳥取県告示第三百六十三号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	後ろから四	大畑昌隆	大畑昌隆
〃	〃	後ろから三	倉吉市寺谷	倉吉市大谷
〃	〃	後ろから一	福光道	福光義道
〃	下	九	大畑昌隆	大畑昌隆
〃	〃	十	倉吉市寺谷	倉吉市大谷
〃	〃	十二	福光道	福光義道

平成九年四月三十日付鳥取県告示第三百十六号（土地改良区の役員の就退任について）
中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
二	下	十一	涌島勝利 倉吉市栗原二三八
			涌嶋勝利 倉吉市栗尾二三一一

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月二千三百円（送料を含む。）】